

会 議 録

会議の名称	白岡市介護保険等運営協議会第3回会議
開催日	令和7年7月30日（水）
開催時間	午前10時30分 から 正午 まで
開催場所	白岡市コミュニティセンター2階 集会室3
会長の氏名	川崎 薫
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	伊藤 昌美 中村 由美子 堀切 勝 川崎 薫 進藤 悟 木村 敏博 松村 房美 黒須 誠 小野 克己 喜多見 豊 小池 由紀子 11人
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	北村 秀和 本澤 一路 能登 京子 3人
説明員の職・氏名	高齢介護課主幹介護保険管理担当 鬼久保 真士 高齢介護課主査介護認定給付担当 鬼久保 智子 高齢介護課主幹地域支援担当 鈴木 順子
事務局職員 の職・氏名	健康福祉部長 神田 光雄 高齢介護課長 千葉 智則 高齢介護課主幹地域支援担当 石川 剛 高齢介護課主幹地域支援担当 鈴木 順子 高齢介護課主査介護認定給付担当 鬼久保 智子 高齢介護課主幹介護保険管理担当 鬼久保 真士 高齢介護課主任介護保険管理担当 伊藤 雅子
その他 会議出席者 の職・氏名	白岡市地域包括支援センターぽっかぽか 松ノ尾 崇弘 白岡市地域包括支援センターウエルシアハウス 岩崎 学
会議次第	1 委嘱書交付 2 開 会 3 あいさつ 4 会長の選出 5 議 題 (1) 介護保険の運営状況について (2) 介護予防支援事業者の指定等について (3) 市外の地域密着型サービス事業者の指定に係る報告について (4) 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について (5) 地域包括支援センターの令和7年度事業計画について 6 その他 7 閉 会
配布資料	・ 白岡市介護保険等運営協議会第3回会議次第 ・ 白岡市介護保険等運営協議会委員名簿 ・ 資料1 白岡市介護保険条例（抜粋）

様式第3号（第10条関係）

	- 資料2 白岡市の介護保険の運営状況について（令和6年度実績） - 資料3 介護予防支援事業者の指定等について - 資料4 市外の地域密着型サービス事業者の指定に係る報告について - 資料5 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について - 令和7年度 白岡市地域包括支援センター事業計画（篠津大山圏域：地域包括支援センターウエルシアハウス） - 令和7年度 白岡市地域包括支援センター事業計画（日勝圏域：地域包括支援センターぽっかぽか）
議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
課長	会議出席者に対し謝意を述べ、開会を宣す。
市長	新任委員に対し、委嘱書を交付する。
課長	続いて、委員の出席状況について、出席委員は11名で、白岡市介護保険条例第20条第2項の規定による委員の過半数に達しており、本日の会議成立を報告する。
市長	挨拶をする。
課長	続いて、欠員となっていた会長を選出する。伊藤副会長を仮議長とすることについて各委員に伺う。 （異議なし）
副会長	会長の選出について、委員の互選によって決める。会長候補者の自薦、他薦について、委員の意見を求める。
A委員	会長に川崎委員を推薦する。
副会長	全員の賛成により、会長は川崎委員に決定とする。
会長	挨拶をする。
副会長	会長の選出について会議出席者に謝意を述べ、仮議長の職を辞する。
課長	市長の退席を告げる。 （市長退席）

様式第3号（第10条関係）

課長	傍聴人4名に対する会長の許可について報告し、傍聴人が入場する。
課長	人事異動に伴う新たな事務局職員2名を紹介する。
課長	議事進行について、介護保険条例第20条の規定により、会長に議長の職を行うよう願う。
会長	議長として議事の進行を宣する。
議長（会長）	(1) 介護保険の運営状況について 本日の議題「(1) 介護保険の運営状況について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。
事務局	「資料2 白岡市の介護保険の運営状況について（令和6年度実績）」に基づき説明をする。
議長（会長）	質疑がないか、委員に諮る。
B委員	介護保険料の未納額の割合はどの程度か。
事務局	調定額の約1%である。
B委員	滞納繰越は何年分溜まっているのか。
事務局	令和3年度分から繰り越しているものがあり、現時点で約3年分を滞納している方がいる。
B委員	納付する気のない滞納者に対して、市ではどのように対処しているのか。
事務局	意図的に滞納される方に対しては、生活実態の把握や財産調査を行い、納付能力を確認している。
B委員	国民健康保険と同様に、介護保険でも不納欠損はあるのか。
事務局	財産調査の結果、徴収が困難な場合では、時効2年により徴収権をやむを得ず喪失し、不納欠損している。
B委員	時効が2年なのに、令和3年度分が残っている理由は。
事務局	少額ずつでも納付の意思表示があると、その都度、時効が中断するためである。

様式第3号（第10条関係）

C委員	要介護認定について、申請から認定までの期間の短縮が課題となっているが、実際には、どのぐらいかかるのか。
事務局	原則、30日以内に結果通知を出すことになっているが、前年度は、認定調査に訪問するまでに1か月程度かかったため、結果が出るまでには1か月半から2か月程度を要していた。 本課題に対応するため、今年度は、認定調査を行う会計年度任用職員の出勤日数を増やすとともに、外部への調査委託料も増額した。引き続き、認定までの期間短縮に努めていく。
B委員	介護保険料の調定額10億8千万円に対して、保険給付額は36億6千万円と、差が26億円程度あるが、この差に対して県や国からお金が入ってくる認識で合っているか。
事務局	お見込みとおりである。介護保険財政は、65歳以上の保険料だけでは賄いきれないため、国、県及び市から公費負担するとともに、40歳から64歳までの保険料も社会保険診療報酬支払基金を通じて財源補填されている。令和6年度は、約40億円の財政規模である。
B委員	一般会計からお金が入っているということか。
事務局	お見込みのとおり、一般会計から介護保険特別会計に繰り出しをしている。
D委員	地域包括支援センターの総合相談では、介護に関する相談以外にも、福祉や医療などの困りごとに対応しているとのことだが、前年度と比べ1,000件も増えている。スタッフの人手が足りない中で適正に運営していくには、介護の相談に限定したほうがよいのではないか。
事務局	高齢者の困りごとは、介護に関することでも、医療や家族関係、ヤングケアラーなどの問題も密接に係わってくるため、総合窓口として多様化している課題にワンストップで対応する必要がある。これは国としての方針である。 相談内容に応じて、関係部署に引継ぎ、連携している。
B委員	市は、地域包括支援センターの運営を2社に業務委託しているが、対応件数が増えていくと、業務委託料も増やす必要が出てくる。総合的な相談の受付は、市の業務としてはやるべきことかもしれないが、市がコストを負担すべきで、介護保険制度の中で負担するのはおかしいのではないか。本来、市役所内に相談窓口を設けるべきである。

様式第3号（第10条関係）

D委員	資料の説明方法も、事務局が内容をそのまま読み上げるのではなく、事前に質問事項の照会を委員に行い、当日は質疑応答を行うようにすれば時間短縮につながる。 紙おむつ等給付事業の実績では、延べ利用者数を記載しているが、この内容では、実利用者が増えているかわからない。資料の表現方法を分かりやすくしてほしい。
事務局	表現方法に統一性を持たせるなど、今後提供する資料は改善していく。
議長（会長）	(2) 介護予防支援事業者の指定等について 次に、議題「(2) 介護予防支援事業者の指定等について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。
事務局	「資料3 介護予防支援事業者の指定等について」に基づき説明をする。
議長（会長）	質疑がないか、委員に諮る。 （質疑なし）
議長（会長）	(3) 市外の地域密着型サービス事業者の指定に係る報告について 次に、議題「(3) 市外の地域密着型サービス事業者の指定に係る報告について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。
事務局	「資料3 介護予防支援事業者の指定等について」に基づき説明をする。
議長（会長）	質疑がないか、委員に諮る。 （質疑なし）
議長（会長）	会議終了予定時間のため、議事の進行について、事務局に意見を求める。
課長	議題として、「(4) 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について」及び「(5) 地域包括支援センターの令和7年度事業計画について」の説明が残っているが、あと30分程度かかる見込みである。会場借用の時間制約があり、会議の継続は困難なため、配布資料を確認いただき、不明点や質疑があれば、別途事務局に照会いただく対応としたい旨を提案する。
B委員	資料配布について、議題(5)の地域包括支援センターの令和7年度事業計画は当日配布だったが、限られた時間内で協議するには、事前配布でないと困る。文章

様式第3号（第10条関係）

	の多い資料で説明の仕方も古い。
課長	引き続き、資料の事前配布に努め、説明方法も改善していきたい。
議長（会長）	事務局提案について異議がないか、委員に諮る。
	（異議なし）
議長（会長）	議事全体終了の旨を述べ、委員の協力に対し謝し、議長を降りる。
課長	円滑な議事進行に謝し、「6 その他」の件について事務局に説明を求める。
事務局	次回の運営協議会の予定及び会議の報酬支払いについて説明をする。
課長	副会長に閉会のあいさつを求める。
副会長	挨拶をする。
課長	閉会を宣した。